

AOI

Group
法律・税
務・会計編

上海便り 2006年11月号

【情報提供】 【編集/提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com>

E-mail: aoi@aoibc.com

中国における外商独資の個人会社について

外商独資の会社が、新会社法の個人会社の関係規定からその内容を確認すると、外商独資の会社にとって影響が大きくなっています。

とりわけ、現在の外資独資会社の形式で法人設立登記を申請する割合が、今後もますます増えて行く傾向からみて、各地域の工商行政管理局や外商独資企業は本件について特別に関心を持っています。

外商独資の会社が新会社法で個人会社の関係規定を適用する事に関しては、「法律適用」原則の具体的な表れであり、外資企業法に対する必要な補充項目になります。

外商独資が法律に従って個人有限会社を設立する場合、その登録資本金の最低限度額は新会社法の個人有限会社の規定を順守していなければなりません。外国籍の人が個人有限会社を設立する場合でも、新会社法の個人有限会社の対外投資制限についての規定にも順守していなければなりません。この条項には次の意味が含まれています。

- * 最低登録資本金は「10万人民元」以上になります
- * 外国籍の人が中国国内に個人会社を設立する法人数には制限はありません
- * 外国籍の人が設立した個人会社が中国国内に投資する際には、個人会社の形式を再度採用してはならない

また、個人有限会社が資本金の出資期限としては、以前からと同様に有限責任会社によって分割して出資できます。法律では過去を遡及しないという原則より、2006年1月1日以前に既に法に従って設立された外商独資の会社はそのまま変わらないとするが、登録資本金の変更「増資・減資」及び対外投資の際には、上述した規定に適合しなければならなくなっています。

弁護士：程 甦 (テイ ソ) 記
(株) 葵ビジネスコンサルタンツ: 特別顧問

上海光明弁護士事務所 (有)
1990年 中国弁護士資格取得
2000年 日本外国法事務弁護士資格取得
得意分野: 会社法・投資法・知的財産権
: 021-2281-9140 (日本語直通)